

業務部速報

No. 42

発行 15. 2. 12

JR東労組 業務部

申9号

新幹線のサービス品質向上と

2回目

新幹線乗務員への設備改良を求める申し入れ

第4項 新幹線列車のホーム進入進出時、非常停止手配を最優先とするため、ドア扱い箇所の基本は1箇所とすること。また、異常時に限って先頭車両でドア扱いをする取扱いとすること。

前回交渉の
課題

組合
会社
組合
会社

■先頭車両でのドア扱いは、行わないこと

絶対に先頭車で扱えということではない。巡回時、基本の足取りにならない場合もある。

■停止位置修正時の取扱い【三者協議(駅、車掌、運転士)】は変更しない事

ドア扱いは、区所の取扱いを踏襲する事が前提。車掌の判断を重要視。

組合

「取扱いの変更で、リスクは高くなる必要に応じて、改善を図ること」

確認

第5項 北陸新幹線開業にて、発生するJR西日本との相互乗り入れでも、現在の「新幹線車内改札システム」は継続して使用すること。また、JR西日本にも共通のシステムを導入し、お客様へのサービス品質を向上させること

会社

JR東日本は、現在使用している「車内改札システム」継続して使用する。

JR西日本のシステムについては正式に聞いていない。しかし、東日本とは違う

乗り継ぎが肝である。移席や座確については、引き継ぎ用紙で行う事になる

1人体制は車内改札システムが前提
今後も継続し、JR西日本にシステム改良を要請する

第6項 非常通報装置が扱われた際には、過去に発生した刑事事件を教訓化し現地確認を最優先し、扱った旅客の理由をもって復位すること取扱いの基本とすること。また、取扱いに齟齬が生じた際の責任の所在を明確にすること。

組合

非常通報装置の取扱い変更は、過去の刑事事件を教訓化していない。人命を守りきれない。

車掌がトイレに押し込まれていたら、対応が出来ない。警報ボタンが扱われた時点で緊急停車するべき

女性乗務員が増加する中で、身の危険にさらすことは出来ない

対立

「安全性の低下する取扱いは看過出来ない!!」
取扱い実施時期の見直しを要請

会社

防犯カメラなど防止策は講じている。安全レベルを下げることはない。

第7項 旅客に対して最低限の情報を提供するための必要なツールとして、全乗務員休憩室にテレビを設置すること。

会社

テレビを設置しない訳ではない。

必要なツールである。

特情踏まえて設置する。

組合

線区の特情がある。休憩室等必要なところには設置していくべきであり、重要なツールである。

具体的には支社が設置する

ダイヤ改正実施で終わりではない。
検証運動を強化し、安全が確保された乗務体制を実現しよう!